

工事約款の主な改正内容について（R2.10.1施行）

（１）著しく短い工期の禁止（第20条の２関係）

建設工事の発注者は、工期の延長又は短縮を行う際、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないことを規定。

～抜粋～

（著しく短い工期の禁止）

第20条の２ 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（２）監理技術者の専任義務の緩和（第10条～第12条、第51条関係）

元請の専任の監理技術者に関し、これを補佐する者（監理技術者補佐）を専任で置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認することを規定。

- 監理技術者を補佐する者の要件は、「主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等」とする。（令第28条）
- 監理技術者が兼任できる工事現場の数は、２とする。（令第29条）

<参考>

「監理技術者補佐」の要件について

- ・主任技術者（２級〇〇技士等）の資格要件を満たす者のうち、「１級技士補」を有する者

◎技士補とは

今まで「学科試験」と「実地試験」に区分されていた「技術検定試験（施工管理技士試験）」制度が今回の改正により、学科と実地を加味した「第１次検定」「第２次検定」とに再編され、「第１次検定」合格者に「技士補」の資格が付与される。

（例）「１級土木施工管理技士補」（１級の１次検定に合格した者）

「著しく短い工期」の判断基準について

著しく短い工期であるかどうかについては、工事の内容や工法、投入する人材や資材の量などにより一律に判断することが困難であるため、以下のような方法で許可行政庁（富山県・北陸地整局）が工事ごとに個別に判断することとなる。

- ①休日や雨天による不稼働日など、中央建設業審議会において作成した工期に関する基準で示した事項が考慮されているかどうかの確認
- ②過去の同種類似工事の実績との比較
- ③建設業者が提出した工期の見積内容の精査

（４）その他（工事請負契約書の記載事項の追加）

契約の締結に際して、工事を施工しない日又は時間帯を定める場合は、その内容等を書面に記載し相互に交付しなければならないこととされたことから書式を改正。

※ 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は、現行の工事請負契約書を使用する。